

「まげなねっとかわもと」告知放送取扱い基準

(目的)

本基準は、平成26年4月1日付で川本町と締結した、「まげなねっとかわもと」を活用した広報活動に関する協定書、以下「協定書」という。）に基づき、告知放送サービス運用その他必要な事項について定めることを目的とする。

(業務の運用及び利用申込み)

営利を目的とした放送を提供しようとする者は、次に掲げる要項に従って実施するものとする。

- (1) 放送日 : 月曜・水曜・金曜
 - (2) 放送時間 : 朝6:55・夜19:45
 - (3) 放送内容 : ① 1放送あたり、事業者3件を目途とする。
② 1事業者1週間で2日間(朝・夕4回)、かつ月2週の放送を限度とする。
③ 内容が「生ビール・焼酎」等アルコールに関するものは、夜放送のみとする。
④ 原稿は200文字以内(原稿用紙のマス目内)で収める。
⑤ 商工会のお知らせ1回の放送は3事業所トータルで5分以内で終わるようにする。
- ・原稿締切 : 毎週木曜日 午後5時まで
 - ・収録日 : 毎週金曜日 13:30~
 - ・利用料金 : 会員外の場合・・・1回(週3回)あたり、3,000円徴収
会員の場合・・・無償

(実施及び変更)

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

この基準は、平成27年11月11日から変更する。

この基準は、平成29年11月01日から変更する。

【改正事項】

(現基準) 1店舗1週間で3日間放送を限度とする。

(改正) 1事業者1週間で2日間(朝・夕4回)、かつ月2週の放送を限度とする。